

首都圏近郊緑地保全区域の指定（案）

○国土交通省告示第 号

小網代近郊緑地保全区域の指定

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、次の区域を近郊緑地保全区域に指定する。

その区域を表示する図面は、国土交通省に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

名 称	区 域	面 積
小網代近郊緑地保全区域	三浦市三崎町小網代、初声町三戸の各一部	約七〇ヘクタール

指定の効力は、平成 年 月 日から生ずるものとする。

小網代近郊緑地保全区域図（案）

小網代
近緑指定検討区域

剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域

1:10,000

剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域

4